**令和2年度介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の届出について**

資料３

令和2年3月16日

小山市　地域包括ケア推進課

令和2年4月より、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」を算定する事業所につきましては、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算計画書」を提出する必要があります。なお、すでに本加算を算定している事業所であっても、令和2年4月以降も引き続き算定する事業所は提出してください。

※本加算に関する考え方や算定にあたっての手順、様式等は、「介護保険最新情報758」および「介護保険最新情報775」をご確認ください。

1. 提出期限

原則として、処遇改善加算を取得する月の前々月の末日まで（　市役所必着　）

例） 令和2年6月から取得する場合　⇒　令和2年4月30日締め切り

令和2年7月から取得する場合　⇒　令和2年5月29日締め切り

　※末日が閉庁日の場合、前日

ただし、令和2年4月および令和2年5月から取得する場合のみ

**令和2年4月15日（水）　必着**となります。

1. 提出先

小山市　保健福祉部　地域包括ケア推進課

※詳しい取り扱いや計画書の入力フォーマットにつきましては、小山市ホームページをご確認ください。

小山市ホームページ⇒組織からさがす⇒地域包括ケア推進課

⇒地域密着型サービス事業者の皆様へ⇒介護報酬に関すること

